第9回「上尾道路(江川地区)環境保全対策検討会議」

の議事概要について

標記の会議が、以下のとおり開催されましたのでお知らせいたします。

- 1. 開催日時 平成23年2月8日 (火) 10:00~12:00
- 2. 開催場所 上尾市文化センター
- 3. 議事概要
- 1) 議事及び事業者説明要旨
- ①第8回上尾道路(江川地区)環境保全対策検討会議 議事概要の確認
- ②特定希少植物栽培株の今後の取り扱い方針について
- 特定希少植物栽培株の移動方法を説明。
- ③地下水観測中間報告
- ・ 江川左岸低地部を涵養している水源の流量、水質、湿地の地下水位・pF値について報告。
- ④土壤調查結果凍報
- ・ 上尾道路計画区域において実施した土壌調査結果を報告。

⑤道路構造について

- ・ 第8回会議での「暫定2車線先行整備の実現に向けての課題(案)」への意見を踏まえ、整理を行った課題、道路整備における基本条件を提示。
- ・ 道路整備における基本条件をベースとしたルート構造案として、河川区域を橋梁 構造とする案、江川低地部全体を橋梁構造とする案、都市計画幅外に線形変更す る案の3案を提示。

2) 意見・助言の概要

項目	意見・助言等	事業者の回答
第 8 回検討	・了承された。	
会議 議事		
概要の確認		
特定希少植	・現地に移動させた栽培株のデータを取るのは誰な	・環境団体が観測する計画
物栽培株の	のか。	である。
今後の取り		
扱い方針に		
ついて		
	・トレーのまま現地に移動させるのか。トレーのままだと雨が降ったら水浸しになり、根腐れが生じてしまう。	・大雨が降り、水没する可能性がある場合は、退避させる予定である。トレーの中に水がたまっ
		た状況が1~2 日間続いて
		も問題ないと考えている
		が、不具合が生じる場合
		は、観測の中で対応してい
		く必要があると考えてい
		る。
	・3 月くらいには、新しい植物としての活動が始ま	
	るので、そのまま根付けるように、実験として1/	
	3程度を大地に植えるべきである。	
	・この実験の目的は何か?現地の気候が移植に適し	・横浜と埼玉の土地の違い
	ているかのみを調べる実験なのか。	の確認と、栽培株の消失を
		避けるために早急にでき
		るだけ江川に近いところ
		にまずは持っていくとい
		う目的であり、どちらかと
		いうと、イメージ的には仮
		置きをするという形を考
		えている。
	・栽培株を移動させるのはだれがやるのか?	コンサルタントの協力の
		下、環境団体が実施する予
		定である。
	・移植することが前提でなければ、トレーの小さな 栽培株を大きなポットに移す事も検討する必要が	
	<i>め</i>) る。	

 ・ポットの状態で、いつまでも預かっているのは嫌なので、早めにできるだけ適地に移植をしたいと考えている。環境団体で適切に管理を実施していく予定である。 ・5~6月にはヨシが繁茂してしまうので、その前に移植を考えなければならない。 地下水観測・S4とS5の水質が異なるのは、S4は北から、S5は中間報告 南からと、異なる方向から雨水が流入してくるためである可能性がある。
 えている。環境団体で適切に管理を実施していく予定である。 ・5~6月にはヨシが繁茂してしまうので、その前に移植を考えなければならない。 地下水観測・S4とS5の水質が異なるのは、S4は北から、S5は中間報告 南からと、異なる方向から雨水が流入してくるため
定である。 ・5~6月にはヨシが繁茂してしまうので、その前に移植を考えなければならない。 地下水観測中間報告 ・S4 と S5 の水質が異なるのは、S4 は北から、S5 は南からと、異なる方向から雨水が流入してくるため
・5~6月にはヨシが繁茂してしまうので、その前に移植を考えなければならない。 地下水観測中間報告 ・S4 と S5 の水質が異なるのは、S4 は北から、S5 は南からと、異なる方向から雨水が流入してくるため
移植を考えなければならない。 地下水観測 ・S4 と S5 の水質が異なるのは、S4 は北から、S5 は 中間報告 南からと、異なる方向から雨水が流入してくるため
地下水観測 ・S4 と S5 の水質が異なるのは、S4 は北から、S5 は 中間報告 南からと、異なる方向から雨水が流入してくるため
中間報告 南からと、異なる方向から雨水が流入してくるため
である可能性がある。
・S6 には盛土があるので、盛土の中のコンクリート
の影響で水質がアルカリ化してしまっている可能
性がある。
・盛土には産業廃棄物が埋められており、地下水が
汚染されている恐れがあるので S6 の水質をチェッ
クしていただきたい。
・特定希少植物が沢水周辺から消えた時期と盛土さ
れた時期は一致しているかもしれない。
・盛土された時期に水質を計測したら、pHが高く、
リン酸、亜硝酸イオンも高く、アオコも発生してい
た。
土壌調査結・特定希少植物自生地とAエリア、Bエリアの土壌
果速報 は大差がないと見るべきではない。Bエリアは炭素
量が多く富栄養すぎるので、特定希少植物の生育地
として不適であると判断できる。
・実測値は出してもらえないのか? ・資料に示しているものか
実測値である。
資料中に、「<」と記載し
ているのは定量限界(計測
器が計測可能な値)を下回
った値ということである。
・調査項目にひ素が2種類あるのはなぜか? ・土壌そのものの調査結果
と、土壌を溶かした溶出詞
験の結果を示している。
・この結果から、良い土であると言えるのか?

	・この結果からは、悪くはないということのみわか	
	る。	
	・土壌調査を行った範囲が狭くないか。	
	・今回の土壌調査は、工事を実施していく際に、汚	
	染された土壌でないか調査する必要があるので国	
	土交通省が取得した土地の中で、実施したというこ	
	とである。	
	・土壌調査を実施した場所に工事の残土を持ってく	・今ここの場所に、残土を
	るということか?	持ち込んだり、土を掘った
		りということは今後ない
		と考えているが、取得済み
		の箇所の土壌調査を土対
		法に基づいて実施してい
		る。調査箇所について明確
		な基準があるわけではな
		いが会議で議論している
		場所であるので調査を実
		施した。
道路構造に	・用地費等のコストの算定範囲はどの範囲なのか?	・P24 に示している 1060m
ついて		の範囲である。
	・個人が特定できてしまうので買収済み用地費のコ	・地権者は1人ではないが、
	ストが提示できないということであるが、1060m の	数は多くないので特定で
	範囲であれば、1 人の地権者ではないので提示でき	きる可能性が高いと判断
	るのではないのか?	し提示しなかった。
	・都市計画幅外に線形変更する案において、住宅を	都市計画幅外に線形変更
	避けるようなルートを選定すればコストはもう少	する案は、1つの考え方の
	し抑えられるのではないのか?	ケーススタディとして出
		したので、住宅については
		配慮しなかった。

・軽微な変更の範囲での検討は実施していないのか?

・道路構造令に基づいた安 全を考慮した幾何的な条 件の範囲で、ルートを選定 している。

また、都市計画決定権者は、軽微な変更の範囲内であっても、周辺地域への影響や社会影響への大きさが懸念される場合には、その規模にかかわらず都ると判断する。その制度から、軽微な変更の範囲内であっても、上尾道路は都市計画変更が必要である可能性がある。

- ・少しでも都市計画道路幅からはみ出てしまうと都 市計画変更の対象となるということか?
- ・都市計画道路幅から少しでも外れてしまったら都 市計画変更である。軽微な変更というのは、例えば 河の上を渡る場合に構造物が幅から少し出るが両 側に土地があるわけではないから問題ないという 範囲である。

・事業計画上の認知がされているもので、都市計画道路幅から少しでも外れてしまった場合は、「軽微な変更」には該当しないと都市計画決定権者である埼玉県が判断する可能性が高い。

また、都市計画道路幅から外れてルートを曲げることにより、特定希少植物への影響が全くない、あるいは自生地が継続的にできるという明確な担保がないため、都市計画を変更してルートを選定していくのは難しい。

	・「軽微な変更」の際、都市計画変更の手続きが必	・軽微な変更というのは都
	要なのか?	市計画変更の手続きをし
		ないわけではなく、アセス
		の評価、公聴会といった手
		続きを省略し、都市計画審
		議会での議論だけを踏ま
		えて変更できるというも
		のである。
	・事業が進んでいなければ「軽微な変更」の範疇に	
	収まっていた。	
	・都市計画変更せずに、道路法で道路は造れるはず	・直轄国道では、道路法単
	である。	独で道路整備した事例は
		ない。都市計画を実施した
		上で、道路法に基づく道路
		という位置づけで整備し
		ていくのが通常である。
	・暫定道路という位置づけだから道路法でやるのは	
:	難しいのではないのか?	
	・上尾道路での他の区間では、道路法でルートを変	
	更し整備した後に、都市計画変更を行った。	
	・特定希少植物を回避することが保障できないこと	
	が前提で議論することはおかしい。	
	・都市計画道路幅の外にルートを選定した場合、都	
	市計画道路幅内で既に買収された土地はどうする	
	のか?都市計画制限がかかったままなので、それら	
	に対する補償といった問題が出てくると想定され	
	る。	
	・買収された土地を放置されたら地元は困る。不法	
	投棄、犯罪の発生が懸念される。	

・都市計画道路幅の外にルートを選定する案だとい	・都市計画道路幅の外にル
つ完成するのかがわからないということが問題で	ートを選定する案は、特定
ある。また、保全対策も実施しないということも問	希少植物自生地に影響の
題である。	ない場所まで持っていく
	ため、地元の自治会及び環
	境団体の皆様との話し合
	いを踏まえてまで、環境代
	償措置としての新しい地
	域を創出することは実施
	しないだけであり、通常や
	るべき環境対策は当然実
	施する予定である。
・自然保護に関する問題を抱えているにも関わら	
ず、先行して用地を買収してしまったことが問題で	
ある。	
・都市計画道路幅の外にルートを選定する案は駄目	
で、都市計画道路幅の中でルートを選定すると決ま	
っているのであればこの会で議論するのは意味が	
ない。	
・道路工事で特定希少植物が残るかどうかわからな	
いと言ってしまうことは問題である。一生懸命保全	
対策について議論をしだしたのに水を差さないで	
欲しい。	
・特定希少植物を残すのが無理であれば、道路を造	
るのは無理である。このようなことであれば、最初	
から議論する必要がないと考える。	
・国土交通省の資料の出し方が問題である。やりた	
くない都市計画道路幅の外にルートを選定する案	
を出すことがおかしいのではないのか。	
・会議の中で、ミティゲーションで大丈夫という確	
約が取れていないのに、保全対策としてミティゲー	
ションでビオトープを実施していきますというの	
はおかしい。	
・江川全体の生態系の保全を考えていくというの	
は、どうなってしまったのか。	
・都市計画決定を満たす案と都市計画道路幅の外に	
ルートを選定する案の間の案とかはないのか?	

・調査、実験のデータが多少見えてきているので、	
それらのデータを提示してからルートの話をした	
ほうが良い。	
・施工の立場からすると、制約条件が厳しい土地で	
あるため、既存の施工方法ではなく、環境に対して	
最善の施工方法、構造を検討していく必要がある。	
そこが議論されずに今回提示された案の中から選	
定する形となっている。	
・施工方法を変えれば、もっと自然環境に優しく工	
事が出来るのではないのか?	
・もう一度、前提条件を整理する必要がある。	
 ·	